

○ 衆議院事務局における特定個人情報等の保護に関する基本方針（平成二十七年十月五日事務総長決定）

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

衆議院事務局（以下「事務局」という。）では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に定められた事務において特定個人情報及び個人番号（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。番号法においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等厳格な保護措置を定めていることを踏まえ、必要な諸規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

(1) 法令遵守

特定個人情報等の取扱いについては、番号法を遵守するとともに、特定個人情報等に関係する法令等の趣旨を踏まえて適正に行う。

(2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(3) 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に収集し、保管し、利用し、及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(4) 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を外部に委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき事務局自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

特定個人情報等の保護に関する諸規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

附 則

この基本方針は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。